議案第４号

平成２９年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（案）
（政策要望部分）

平成２８年７月２８日
全　国　知　事　会

【農林水産関係】

１　ＴＰＰ協定について　……　１
２　農業の振興について　……　１
３　林業の振興について　……　５
４　水産業の振興について　……　６

【商工労働関係】

１　デフレ経済からの本格的な脱却と持続的な経済成長の実現について…　８
２　地域経済の活性化について　……　８
３　中小企業の振興について　……　９
４　雇用対策の推進について　……１０

【消費生活関係】

１　適正表示対策の拡充について　……１２
２　消費生活相談体制の充実・強化について　……１２

【国土交通関係】

１　防災・減災対策の推進等について　……１３
２　社会インフラの老朽化対策の推進・充実について　……１３
３　地方創生を支える社会資本整備について　……１３
４　高速道路の整備促進等について　……１４
５　港湾整備の推進等について　……１４
６　鉄道整備の推進について　……１５
７　地域における交通の確保等について　……１６
８　航空路線の維持・充実等について　……１６
９　観光振興対策の推進について　……１６
10　過疎地域等特定地域の振興施策の推進について　……１７
11　直轄事業負担金制度改革の確実な推進について　……１８

【社会保障関係】

１ 超高齢社会への対応について ……１９

２ 少子化対策について ……２０

３ 障害者施策について ……２０

４ 貧困対策について ……２０

５ 厳しい環境にある子どもたちへの支援について ……２１

６ 地域福祉の推進について ……２１

７ 自殺対策の推進について ……２１

８ 地域医療体制の整備について ……２２

９ 医療保険制度改革の推進について ……２２

10 健康づくりの推進について ……２３

11 人権の擁護に関する施策の推進について ……２４

【文教関係】

１ 教育施策の推進について ……２５

２ 地域における科学技術の振興について ……２７

３ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする
国際的スポーツイベントについて ……２７

【環境関係】

１ 地球温暖化対策の推進について ……２９

２ 自動車排出ガス対策等について ……２９

３ 大気環境保全対策の推進について ……２９

４ 生物多様性保全対策等の推進について ……３０

５ 鳥獣保護管理対策の推進について……３０

６ 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について ……３０

７ 海洋ごみ対策の推進について ……３１

８ アスベスト対策の推進について ……３２

【エネルギー関係】

１ 資源エネルギー対策の推進について ……３３
２ 電力需給対策等の推進について ……３５

【災害対策・国民保護関係】

１ 大規模・広域・複合災害対策の推進について ……３６
２ 災害予防対策の推進について ……３７
３ 総合的な復旧復興支援制度の確立について ……３９
４ 原子力災害対策の推進について ……４０
５ 国民保護の推進について ……４１

【地域情報化関係】

１ マイナンバー制度について ……４２
２ 自治体クラウドの推進について……４３
３ 情報セキュリティ対策の推進について ……４４
４ 地域情報化の推進について ……４４
５ 地上デジタル放送に係る必要な措置について ……４５
６ インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について……４５

【地方公会計・地域国際化・基地・領土・拉致等関係】

１ 統一的な基準による地方公会計の整備及び公営企業会計の適用の推進
について ……４６
２ 地域国際化の推進について ……４６
３ 基地対策の推進について ……４７
４ 北方領土及び竹島問題の早期解決について ……４８
５ 拉致問題の早期解決について ……４８
６ 座礁放置された外国船舶の処理等について ……４８

【道州制関係】

１　基本法案において最低限明確に示すべき事項について……５０

２　基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について……５１

３　道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について……５２

≪政策要望≫

【農林水産関係】

１　ＴＰＰ協定について

（１）ＴＰＰ協定は、農林水産物の生産額の減少や担い手の生産意欲の減退などが懸念されるとともに、その影響は相当な長期に及ぶことから、農林漁業者や地域の方々の不安や懸念を払拭するため、国においては、地域の実情を踏まえた丁寧な説明を行うとともに、国内への影響等について継続的な把握を行うこと。

（２）農林漁業者が意欲を持って経営に取り組み、農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、本年秋を目途にとりまとめられる農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略等に基づく各般の施策の推進も含めて、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に掲げる内容を確実に実行するとともに、地域の実情に応じて柔軟な政策対応が可能となるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みの構築も含め万全な措置を講じること。

２　農業の振興について

（１）「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させるとともに必要な予算を安定的に確保すること。
　併せて、平成２７年１１月に決定した「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」との整合を図ること。

（２）強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農業の体質強化に資する農地の大区画化・汎用化や農業水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備を着実に進めつつ、農地の利用集積・集約化を図ることや高収益作物の導入等を促進することなどが不可欠である。
　また、近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには農村地域の防災・減災対策が重要である。
　しかし、これらの事業の予算は十分でないことから事業の計画的かつ着実な推進に必要な予算を安定的に確保するとともに、防災・減災対策については国庫補助率の嵩上げなど地元負担の軽減に資する措置を講じること。
　さらに、地域の要望に基づくきめ細やかな農業農村整備を推進できるよう必要な予算の確保を図るとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や、耕作放棄地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

（３）経営所得安定対策等については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営

農に取り組むことができるよう、安定的・継続的な制度とすること。
　さらに、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。
　また、検討を行っている収入保険の導入については、災害や農業情勢等による収量や販売価格の低下のほか、生産資材費の高騰などにも対応するなど、経営を支える万全なセーフティネットとするとともに、加入を希望する農業者が加入しやすい制度を構築すること。

（４）稲作農家の所得を確保し経営の安定を図るため､米政策の見直しに当たっては、実効性のある需給調整の仕組みの構築や、農業経営者の自らの経営判断を活かせる環境整備を一層推進するとともに、生産現場が混乱しないよう、具体的な内容等を早期に明らかとすること。
　また、食料自給率の向上を図るため、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や飼料用米、ＷＣＳ用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の戦略作物助成や産地交付金の予算を安定的に確保すること。

（５）日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても必要に応じ、所要の見直し等を行いつつ、事務費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

（６）青年就農給付金の支給を長期に継続できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、新規就農者の就農意欲の喚起と定着を図るための支援策を充実させること。
　また、農業研修生を受け入れる農家等に対し、その活動に見合う支援策を創設すること。
　さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の機械・設備等の導入に対する支援制度の拡充など経営安定及び規模拡大への支援策を講じ、持続的な担い手づくりに努めること。

（７）農地中間管理事業については、関係予算を十分確保するとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うとともに、地方に新たな財政負担を生じさせないこと。
　特に、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。
　また、機構集積協力金については、制度の安定的な運用を図るとともに、各都道府県の必要額を踏まえた上で、十分な予算措置を講じること。

（８）農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対

応するため、国において加工食品の原料原産地表示対象品目の拡大及び輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。
・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や有機農産物等の販路拡大対策の推進
・食育及び地産地消運動の推進
・農薬の使用低減技術の研究開発及び農薬の適正使用に関する指導や普及

（９） 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。

（１０）地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地パワーアップ事業の中長期的な継続と必要な予算を確保すること。

（１１）口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や特定家畜伝染病における疑似患畜確定前の防疫措置等について、以下のとおり支援制度を強化・拡充すること。
・口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立すること。また、発生した場合の感染経路の速やかな解明、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。
・家畜の処分については、埋却が困難な場合や耕作放棄地及び農地以外が埋却地の対象となる場合もあるため、適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
・移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備を行うことに加え、処分した大型家畜を処理装置の設置場所までウイルスを封じ込めた状態で安全に輸送するために必要な防疫資材の配備を支援すること。
・家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、まん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
・外国人観光客の増加に対応するため、動物検疫所の機能強化を図ること。

（１２）畜産・酪農の収益力強化に向けて省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター事業の中長期的な継続と補助対象の拡充及び必要な予算を確保すること。

（１３）産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善を行うこと。
　また、獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度及び国家資格制度を整備すること。

（１４）野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止柵の整備等に対する支援、簡易で効率的な捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保、捕

獲鳥獣の利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。
　特に、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備に対する支援は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、各都道府県の必要額を踏まえた上で、不足が生じないようにすること。

（１５）今後の国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念とした日本提案の実現を目指すこれまでの基本方針を堅持し、我が国農林水産物における重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興などを損なわないよう対応すること。

（１６）東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。
・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
・放射性物質により汚染された土壌・水等の除染を迅速に行うこと。
・放射性物質に汚染された農地の除染対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、吸収抑制対策事業等を基本的に国庫負担により継続すること。
・放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。
・食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

（１７）日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。
　また、検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の実現のため、積極的に２国間協議を行うこと。
　さらに、オールジャパンで行う国別・品目別戦略に加え、地方が海外で行う販売促進活動を積極的に支援すること。

（１８）未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど､国内侵入防止対策を強化すること。

（１９）燃油・肥料や配合飼料等の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度の運用に必要な予算を確保すること。

特に、燃油価格高騰緊急対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、葉たばこ及びいぐさも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

（２０）農林水産業の６次産業化を着実に推進するため、「６次産業化ネットワーク活動交付金」の拡充・強化を図ること。
特に、国が認定する「総合化事業計画」の作成を促進するための支援体制整備や同計画を円滑に推進するための施設整備等に必要な財政措置の更なる拡充を図ること。また、農林漁業者だけで行う加工・販売の取組についても対象とするなど、地域の実情に合わせた活用ができるようにすること。

（２１）指定生乳生産者団体制度は、条件不利地域も含めた一元集荷と乳価プールにより、集送乳の合理化や乳業者との価格交渉力、需給調整といった機能を通じて酪農経営の安定や牛乳乳製品の安定供給に重要な役割を果たしていることから、本制度が有する機能を維持すること。

３　林業の振興について

（１）森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であり、継続して実施することが重要であるため、今後、税制等の新たな仕組みを検討する際には、これまで森林整備等について都道府県が積極的に関わってきていることも踏まえ、国・都道府県・市町村の役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すること。

（２）森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の安定的発展と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
・間伐やこれと一体となった路網の整備、伐採後の植栽など、適切な森林整備を推進するための施策及び予算の充実
・山地災害等の復旧・予防や水源の涵養など、国土保全対策を推進するための予算の充実

（３）林業・木材産業の成長産業化、木材利用・木質バイオマスエネルギー利用の拡大により低炭素社会へ貢献するため、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。
・間伐や路網整備、木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組への支援の充実
・木育等の取組を通じた森林づくりや木材利用への理解の醸成
・国産材を用いた新たな製品・技術等を活用した施設の建設や非住宅分野における木造・木質化を促進する施策の充実

・適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業体や人材の育成・確保に向けた施策の充実
・ＣＬＴの普及促進に向けた建築関係基準の拡充や、実証的建築への支援などの施策の充実
・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

（４）森林法改正により措置された林地台帳制度については、森林に関するデータベースの整備等をはじめ、業務量の増加が見込まれることから、地方財政措置や国庫補助事業の継続など、必要な経費について十分な予算措置を講じること。
　また、林地台帳の制度設計・運用にあたっては、地籍調査が未了の森林の取扱等、地域の実態を踏まえ慎重に対応すること。

（５）森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある長期的な支援措置を早急に講じること。

（６）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について､国は国民の不安を払拭するなど、万全の措置を講じること。
　また、きのこ・山菜類の出荷制限の解除要件については、野生きのこなどの実態に即して、検体量を減らすなど柔軟に対応すること。
　さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため､きのこ原木等の生産資材の助成などの施策を長期にわたり継続すること。

（７）大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個々に判断が出来るよう林地開発における基準や関係法令を整備すること。

４　水産業の振興について

（１）「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。
　特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。

（２）漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際も、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるようセーフティネットのさらなる要件の緩和など支援制度を拡充するとともに、燃油に係る税制特例措置を堅持すること。また、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。

（３）周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

・竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯２７度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
・日台漁業取決めについては、法令適用除外水域を見直すこと。
・ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア連邦の法律により操業が禁止となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、引き続き支援を行うこと。
・排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。
・パラオ共和国等、南太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。

（４）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出により、水産業への影響が懸念されることから、汚染水が海洋へ流出することのないよう、万全の措置を講じること。

（５）「新規漁業就業者対策」については、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

（６）水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災・減災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。

【商工労働関係】

１　デフレ経済からの本格的な脱却と持続的な経済成長の実現について

安倍内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められている。

しかし、このところ、海外経済で弱さが見られており、新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国景気が下押しされるリスクがある。また、英国のＥＵ離脱に関する国民投票以降、金融・為替市場は世界的に不安定な動きが増しており、その影響には引き続き注視する必要がある。

こうした中、我が国が、デフレからの本格的な脱却と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融緩和政策、経済対策及び規制改革等の対策が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視した大胆な金融緩和政策に加え、当面は柔軟な姿勢で財政健全化に臨むとともに、財政出動を拡大し、名目ＧＤＰを高めることを目指した経済対策を検討・実施すること。

また、政府においては、「産業競争力強化法」に基づく支援や「国家戦略特区」を着実に推進し、民間事業者等が活用しやすい大胆な規制改革、税制の優遇措置などを講じること。

２　地域経済の活性化について

（１）地方産業競争力協議会における議論を適切に国の政策に反映させるとともに、国の経済財政諮問会議や産業競争力会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。

（２）総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、計画に定めた事業の推進を図るため総合特区推進調整費の支援期間を延長すること。地域活性化総合特区については、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、国際戦略総合特区と同様に法人税についても軽減すること。

（３）電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。

また、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修、建築物の省エネ改修等に対する支援を強化すること。

（４）産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図

る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。

３　中小企業の振興について

（１）依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業・小規模事業者が利用しやすいよう充実するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

特に、経済情勢を踏まえたセーフティネット保証５号の認定要件や業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。

（２）信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、危機対応時等におけるセーフティネット保証に係る保険の補填率の引き上げを行うこと。

（３）中小企業政策審議会における「信用補完制度」の在り方の検討に当たっては、金融機関の貸出姿勢の消極化など、中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼすことがないようにするとともに、地方公聴会を実施するなど地方自治体の意見を直接聴取する機会を設定し、その意見を十分に反映すること。

なお、検討の結果、制度変更を伴う場合には、地方自治体による予算編成等に重大な影響を及ぼすことから、実施までに十分な期間が確保されるよう配慮すること。

（４）地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実するとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

また、中小企業による地域資源を活用した新事業展開（地域活性化・農商工連携）を支援する地域中小企業応援ファンドの機能を維持・拡充すること。

（５）小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。また、施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じるに当たっては、地域の実情に即し、都道府県の意見をしっかり反映させるとともに、都道府県が行う小規模事業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図ること。

（６）「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることか

ら、都道府県知事が実施できるよう検討を進めること。
　また、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

（７）中小企業高度化資金（高度化事業）について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、金融機関保証の利用促進や事業性評価能力がある商工組合中央金庫を活用した代理貸付などの仕組みづくりを行うことにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付により過大な負担を負っている連帯保証人等に対する対策を講じること。

（８）内閣府予算に基づき、各地域で拠点整備がなされている「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」については、平成２７年度補正予算の「地方創生加速化交付金」（予算措置 10／10）の対象事業と位置付けられているが、引き続き国において、全額財政措置を行うこと。

４　雇用対策の推進について

（１）地方が地域の実情に応じて、良質で安定した雇用を創出するためのプロジェクトや多様な人づくりに積極的に取り組めるよう、自由度の高い新たな交付金の創設など支援を充実させること。
　また、地域の雇用状況に応じた雇用対策を進めることができるよう地域への支援施策を充実すること。

（２）中小企業と若者の間における雇用のミスマッチ解消に向けた取組の推進など、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。
　また、新入社員や企業に対する定着支援も充実すること。

（３）若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。
　特に地域若者サポートステーション事業については、安定的な支援体制が確保できる財政措置を行うこと。

（４）中高年層の無業者やひとり親家庭等が経済的困窮に至らないようにするため、親族支援も希薄となる中高年層に対する重点的な就労支援策ならびに就労訓練修了者やひとり親の雇用・就労支援に積極的な企業に対する税制上の優遇措置、各種助成金や就労支援制度の拡充等により、就労支援を強化すること。

（５）労働移動支援型への政策転換に当たり、雇用調整助成金など雇用の維持・安定政策の後退による失業者が生じないように措置するほか、十分な再就職支援策を

講ずるとともに、地域の雇用の場を確保する施策の充実を図ること。
　また、雇用制度改革等の検討に当たっては、未だ厳しい経営環境にある中小企業が多く、就業者を取り巻く環境も厳しい状況にある地域の実情に十分配慮し、雇用環境の改善を推進すること。

（６）離職者向け職業訓練については、離職者や地域のニーズに対応し、特に人手不足が生じている職種や中小企業が必用な人材を確保するためにも、委託単価の設定や就職目標等について弾力的運用を図ること。

（７）非正規労働者の正規雇用化や処遇改善策の充実を図ること。
　正規雇用化とあわせ、労働者の状況に応じた、多様な勤務形態を選択できるよう環境整備を行うこと。

（８）女性が自らの意志により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心し希望をもって、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用等女性の活躍につなげるための施策の充実を図ること。

（９）６５歳以上の高齢者の就業機会の確保や７０歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。

（１０）企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等（調整金、報奨金の基準緩和等）により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
　また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。

（１１）都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認定職業訓練制度など、技能の振興や継承に対する施策が充実できるよう支援策の拡大を図ること。

【消費生活関係】

１　適正表示対策の拡充について

（１）「不当景品類及び不当表示防止法」の改正により、都道府県知事に委任された事業者に対する法第２９条第１項の報告の聴取及び立入検査等の権限については、法第７条第１項に規定する「措置命令を行うために必要があると認めるとき」だけでなく、「都道府県知事が必要があると認めるとき」にも行使できるようにするなど、調査権限の拡充を図ること。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」第５条第１号に定める優良誤認表示では、平成２６年３月に食材の表示について「ガイドライン」が示されたところであるが､具体的事例も限られており､基準等が明確になったとは言い難いものである。全国的に統一した対応が必要であることから、優良誤認を招く食材の不適切表示等については、今後も随時具体的事例を増やす等、「ガイドライン」を充実すること。

２　消費生活相談体制の充実・強化について

消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費については、地方消費者行政推進交付金の継続等引き続き国が必要な財源措置を講ずるとともに、同交付金における使途の拡充や活用期間の延長、支出限度額の撤廃等制度の改善を図ること。

また、地方消費者行政活性化基金から地方消費者行政推進交付金に移行した影響を最小限にとどめるため、活用期間の延長を含め、地方消費者行政活性化基金を柔軟に充当できるよう対応すること。

【国土交通関係】

１　防災・減災対策の推進等について

（１）豪雨や地震等による災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、国民の生命・財産を守るためには、自然災害の未然防止や被害の軽減対策が重要な課題である。このため、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や平成２８年熊本地震をはじめとする近年のいつどこで起きてもおかしくない自然災害に対応できるよう、事前防災・減災を掲げる国土強靱化基本計画等に基づき、道路・河川・砂防・海岸等の防災・減災対策や住宅・建築物・鉄道施設等の耐震化対策、加えて発災後の迅速な復旧復興を支援する公園等防災拠点の整備を重点的、計画的に推進し、さらに、施設等の災害復旧については、単なる原形復旧にとどまらず、将来の利便性や安全性の向上のための必要な措置を講じるなど、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

（２）防災・減災対策をはじめとしたあらゆる施策を支える基盤となる社会資本整備予算の総額を確保すること。特に、地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業の恒久化や起債制度の拡充を図るとともに、平成２７年度で終了した全国防災対策費を踏まえ緊急性の高い対策へ集中投資し強靱化を加速する新たな予算枠を創設すること。

（３）港湾機能の強化や高速道路網等のミッシングリンクの解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立等、広域及び地域におけるネットワークの代替性・多重性の確保・確立に必要な対策を積極的に実施し、広域的な経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

２　社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

老朽化する社会インフラの維持管理･更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、さらに今後急激に増加すると見込まれている維持管理・更新に必要な予算を確保するとともに、点検や修繕に係る起債制度の拡充、交付要件の緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充を図ること。

また、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

３　地方創生を支える社会資本整備について

地方創生に向け、地方は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を持って地方版総合戦略等を策定し､その実現に取り組んでいるところであり、加えて国の取組が車の両輪となって、地方創生から日本創成への道筋を確固たるも

のとすることが重要である。
　また、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・公園等をはじめとした社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活発化させ、地方に活力と魅力をもたらすが、未だに高速道路のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。
　このため、地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成並びに人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進すること。
　加えて、今後ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツ大会を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を推進すること。

４　高速道路の整備促進等について

（１）全国１４，０００kmの高規格幹線道路網の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ、暫定２車線区間など車線数の不足による渋滞や事故の発生等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、また災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国の責任において早期整備を図ること。

（２）高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、スマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等の整備支援を図ること。

（３）大都市圏の高速道路の料金体系については、環状道路の整備に併せ道路ネットワークの最適化を図るため、首都圏での平成２８年度の実施に引き続き、阪神圏では平成２９年度に管理者を超えたシームレスな料金体系等が実現できるよう、「高速道路を中心とした『道路を賢く使う取組』の基本方針」に基づき、着実に検討を進めること。

（４）高規格幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する地域高規格道路についても、整備推進を図ること。なかでも、隣接する県庁所在地間が高規格幹線道路で連結されてない地域や高規格幹線道路が欠落している地域については、東日本大震災や平成２８年熊本地震の教訓を踏まえ大規模災害の備えとしての観点から、また、大都市地域の環状道路等については、国際競争力を強化する観点から、高規格幹線道路と同様に、スピード感を持って整備を図ること。

５　港湾整備の推進等について

（１）我が国の成長力・国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を

支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路等の整備を推進すること。
　また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。

（２）外国人旅行客数が大きく増加する中、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁など旅客船ターミナルの整備、クルーズ旅客の円滑な周遊を可能とする環境整備等の取組を推進すること。

（３）大規模地震や津波等の災害時において、港湾が緊急物資輸送等の被災地支援の拠点として機能するとともに物流機能も確保できる耐震強化岸壁や津波防護効果を有する防波堤、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備や護岸等の耐震改修などの取組を推進すること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度の拡充を図ること。

６　鉄道整備の推進について

（１）活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を継続して実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成２７年１月１４日　政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）に基づき、早期完成・開業を図ること。
　また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを早急に検討し、所要の対策を講じること。

（２）災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線やフル規格による北陸新幹線の全線整備、青函共用走行問題の抜本的解決及びフリーゲージトレイン（軌間可変電車）の実用化について、早期実現を図ること。
　加えて、政府・与党申合せに基づき、整備新幹線の整備が進捗していることも踏まえ、基本計画路線についても、早期に整備計画路線へ格上げをするなど新幹線の整備促進を図ること。

（３）国土の均衡ある発展の観点から、都市間を結ぶ幹線鉄道の高速化、相互連携及び安定輸送確保を図ること。
　また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

７　地域における交通の確保等について

（１）地域におけるバス路線、鉄道路線、離島航路・空路をはじめとする地域公共交通は、地域住民の生活及び経済活動に不可欠であることから、その維持・確保、拡充等を図るため、必要な予算の確保や財政支援の拡充など適切な支援を講じること。また、それらの地域公共交通を運行する事業者は、経営基盤は脆弱であることが多いため、安全輸送に必要な点検や投資に対する支援を適切に講ずること。

（２）交通行政について国と地方の役割分担を明確にした上で、地域が主体となって地域の交通ネットワークを構築・維持するために必要な権限・財源の移譲を引き続き進めること。

（３）公共交通機関の利便性向上を図るため、交通系ＩＣカードの導入やエリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実すること。

（４）内航フェリーは、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、高速道路料金の見直しなどを起因として、引き続き厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講じること。

（５）高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある高速乗合バス・貸切バスの安全確保対策を徹底すること。

８　航空路線の維持・充実等について

航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興や地方への誘客支援を図る観点からも、航空ネットワークの維持・充実及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

また、小規模需要に適したコミューター航空を活用すること。

９　観光振興対策の推進について

（１）観光先進国確立に向け、空港・港湾における訪日観光客の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。

（２）平成２７年に訪日外客数が過去最高を記録したが、東日本大震災前の訪日観光客数にいまだ至らない地域や、平成２８年熊本地震により激減した地域の本格的

な回復と、今後の更なる増加や地方への誘客を図るため、風評被害対策及び安全・安心に係る正確かつ迅速な情報の発信や、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡充、訪日個人旅行の促進、国際会議等ＭＩＣＥの誘致、送客元の多様化など、積極的な対策を実施すること。

（３）国内外から観光客を呼び込み、観光の力で「地方創生」に魂を吹き込むため、特に、急速に増加するアジアなどの外国人観光客の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。

　このため、戦略策定、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する「日本版ＤＭＯ」の形成・確立に対する支援、外国語併記の観光案内標識の設置促進、無料公衆無線ＬＡＮの整備促進や規格の統一、災害時の情報伝達など緊急時の対応、人材確保・育成などの環境整備に取り組むこと。

（４）観光業は地域経済を支える重要な産業で、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴う建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供等総合的な支援策を講じること。

（５）交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充とともに観光周遊ルートの創設等を支援する取組を推進すること。

（６）ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツ大会の開催を、外国人観光客の全国各地への誘導による地域経済活性化に寄与する好機と捉え、大会開催中及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」について積極的に講じること。

10　過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

（１）過疎地域、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図るため、地域の主体的な集落対策の推進、産業振興及び雇用の確保による地方への移住・定住の促進、美しい自然環境や文化の維持など、各省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。

（２）平成２９年４月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が施行されるが、有人国境離島については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路及び空港の整備のために必要な措置など、地域社会の維持を図るための特別の支援措置を講じるこ

と。

（３）集中豪雨などによる浸食を受けやすいシラスや赤ホヤ、花崗岩風化土等の特殊土壌が分布し特殊土壌地帯指定されている国土の約１５％を占める地域において、治山・治水や急傾斜地崩壊対策等の防災対策や、農業生産力向上に資する農用地整備等、幅広い振興施策を実施するため、平成２８年度末で期限切れとなる特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長を図ること。

11　直轄事業負担金制度改革の確実な推進について

直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲と併せ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮すること。

【社会保障関係】

地域において住民が安心して暮らすことができるよう、国と地方が一体となって社会保障サービスを提供し、支えていることを踏まえ、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力し持続可能な社会保障制度を確立していくことは、国が進める「一億総活躍社会」の実現にもつながるものである。

国においては、責任ある立場を強く自覚し、現実に生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することなく、地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について適切に対処するよう要望する。

なお、消費税率の10%への引上げが平成31年10月まで延期されることとなったが、社会保障の充実・安定化に向けて必要な財源措置を確実に講じるよう、併せて要望する。

１　超高齢社会への対応について

（１）地域包括ケアシステムの構築等

高齢者の住み慣れた地域での生活を支える地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療・介護等関係機関の連携促進のための更なる支援策とともに、システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進が必要である。地域の実情に応じた基盤整備が進められるよう、地域医療介護総合確保基金の財源確保や年度当初の内示等、必要な支援措置を講じること。

また、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、多様化する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、すべての市町村において平成29年４月までに実施することとされているが、市町村の実情等を踏まえ、人材や受け皿の確保、生活支援サービス等を担うＮＰＯ等の参入促進のための支援策を充実すること。

併せて､次期介護保険事業支援計画と保健医療計画との整合性の確保に向けて、早期に具体的な指針を提示するなど、適切な支援等を講じること。

（２）介護人材の確保

介護現場では､現在でも介護人材の確保に困難を極めているが､今後より一層、労働力人口が減少していく中で、さらなる在宅・施設サービス等の整備の加速化に対応すべく、安定的に介護人材を確保していくため、介護職員の処遇改善などの抜本的な対策に早急に取り組むこと。

また、介護職への理解促進とイメージアップの推進による社会的評価の向上、多様な人材（外国人を含む）の確保対策やキャリアパスの確立などにより、介護サービスの質と量の確保に向けた施策を強力に推進すること。

（３）介護保険制度の改善

平成28年２月から介護保険制度の見直しに係る検討が開始されたが、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

また、制度の改正に際しては、現場で混乱が生ずることがないよう、ガイドラインの提示等により、速やかに情報提供すること。

２　少子化対策について

結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことができるよう、子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

また、多子世帯やひとり親世帯等に配慮し、所得制限の緩和など段階的な幼児教育・保育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充、多子世帯に有利な税制等の構築などにより、経済的負担の軽減を図ること。

特に、保育を支える保育士不足は深刻であることから、人材の養成や再就職支援、処遇改善に向けて実効ある施策を直ちに行うとともに、保育士不足やその他保育に係る課題は地域ごとに異なることから、それぞれの実情に応じて活用できる財政支援策を講じること。

さらに、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

３　障害者施策について

改正障害者総合支援法の平成30年度からの円滑な施行に向け、具体的な制度設計に当たっては、地方自治体と十分に協議するとともに、障害者や支援者、事業者に混乱が生じないよう、準備期間を確保すること。併せて、国の責任において、社会福祉施設等整備事業、地域生活支援事業、精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療体制整備等必要な財源を確保すること。

また、障害者差別解消法の円滑な運用のため、国民や事業者に対する丁寧な周知啓発を行うとともに、地方における合理的な配慮の提供等に必要な支援を行うこと。併せて、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

４　貧困対策について

平成29年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、生活困窮者自立支援法と合わせ、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえ、最後のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるものとすること。

なお、その際には、生活保護費の国庫負担率（国４分の３）を含めた国と地方の役割分担を最低限堅持し、真に保護が必要な人が適切に受給できる制度整備及び就労可能な生活保護受給者の自立を助長できる制度整備を一層促進すること。

また、生活困窮者対策は、生活保護制度と一体となって効果的に運用されるべきものであることから、実施状況を踏まえて国庫補助率の引上げを検討するなど、生活保護に至る前の段階の全国一律のセーフティネットとして、真に実効ある制度と

すること。

５　厳しい環境にある子どもたちへの支援について

昨年12月に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」がまとめられたが、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童福祉施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図るとともに、財政措置を講じること。

特に、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「貧困の連鎖」を断ち切る取組として重要であることから、国庫補助の事業費上限額の撤廃と国庫補助率の引き上げを図るなど必要な支援を行うこと。

また、児童福祉法等が改正され、児童相談所等の体制強化が図られることになったが、詳細な制度設計に当たっては、施行に当たり地方に混乱が生じないよう、地方と十分協議をすること。併せて、専門職の配置義務や職員の専門性の向上のため、国の責任において人材の育成・確保を図るとともに、財政的支援策を講ずること。

６　地域福祉の推進について

昨年９月に策定した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の実現に向けて、様々な課題を抱える地域の要援護者に対し、行政だけではなく、住民組織、民生委員・児童委員、ＮＰＯ、医療・介護関係者等、様々な地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築を推進するため、十分な財源を継続的に確保すること。

また、本来、国の役割である矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰等を支援する地域生活定着促進事業についても、着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

さらに、社会福祉法人制度改革については、改正社会福祉法の平成29年度からの円滑な施行に向け、地方自治体及び社会福祉法人の意見を十分に聴取し、政省令及びガイドラインを早期に示すとともに、社会福祉法人が本来の使命である社会福祉事業を将来にわたって安定的に経営をしていくことができるよう、十分な配慮を行うこと。

７　自殺対策の推進について

本年４月から、改正自殺対策基本法が施行され、すべての地方自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられたが、各地方自治体が円滑かつ早期に計画を策定するため、自殺総合対策大綱の見直しや計画策定ガイドラインの作成を早期に進めるとともに、作成に当たっては各地方自治体の意向を踏まえること。また、各地方自治体が地域の状況に応じた施策を実施するため、必要かつ十分な財源措置をはじめとする総合的な支援策を講じること。

８　地域医療体制の整備について

（１）地域の医療提供体制の維持・確保

都道府県は地域医療構想を策定し、平成37年に向けて病床機能の分化・連携を円滑に進めていく必要があるが、一方で、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられるような医療提供体制の確保が求められている。

地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度に見直すこと。

また、自治体病院等については、へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について､実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

さらに、社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から適切に対応すること。

（２）医療人材の確保

地域及び診療科における医師偏在や全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図るため、地域及び診療科における必要な医師数を明確にした上で、医師養成の在り方等について早急に見直し、医師不足地域における一定期間の診療を義務付けるなど、医師確保対策を強力に推進すること。

また、医学部の地域枠制度を安定して運営していけるよう、十分な財源措置を講じるとともに、新たな専門医制度により、医師の地域偏在・診療科偏在の拡大を招くことのないよう、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において適切な措置を講じること。

さらに、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

９　医療保険制度改革の推進について

（１）医療保険制度の安定的運営

将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、医療保険制度の改革等を着実に行うこと。

国民健康保険制度については、法改正の趣旨を踏まえ、将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図ること。また、消費税増税が再延期されるが、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成27年１月13日社会保障制度改革推進本部決定を踏まえた国と地方の「議論のとりまとめ」に沿った財政

支援の拡充等を、国の責任において確実に行うこと。

併せて、子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

また、後期高齢者医療制度については、現行制度を基本とし、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めること。なお、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについては、地方と十分に協議し、低所得者の負担軽減のため適切な措置を講じること。

その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

（２）医療費適正化の推進

第三期医療費適正化計画の策定・推進に当たっては、医療関係者や医療保険者等の理解・協力が得られるよう、国の責任において十分かつ丁寧な説明・調整を行うこと。

併せて、後発医薬品の使用促進に係る環境整備のため、国の責任において、後発医薬品の安定供給や安全性の確保、使用促進策の検討等とともに、広く国民や医師等への理解促進に向けた周知を行うこと。

１０　健康づくりの推進について

（１）健康長寿社会の実現

健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

日本健康会議において採択された「健康なまち・職場づくり宣言２０２０」を受け、政府において具体的な施策を検討されているが、地方自治体における自発的な取組につながるよう、地方の意見を十分に聞くこと。

（２）疾病対策の推進

難病対策及び小児慢性特定疾病対策における、高額療養費の所得区分の記載に係る取扱いについては、患者の利便性向上及び都道府県の当該事務に要する負担軽減の観点から、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、早急に廃止に向けた議論を進めること。

なお、難病患者の社会参加のための施策を充実させるに当たり、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するために必要な財政措置を講じること。

また、がん検診の受診率の向上や効率的・効果的な受診勧奨を実施するため、検診実施者間の情報共有を可能とする体制の整備など具体的な取組を進めること。

１１　人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布等、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

また、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、地方自治体が、国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示すとともに、同法の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じること。併せて、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を推進するとともに、ヘイトスピーチの解消に向けた地方自治体の取組に必要な財政措置等を講じること。

【文教関係】

１　教育施策の推進について

（１）教育振興基本計画の推進、学習指導要領の円滑な実施及び少人数指導や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、地方が全力で取り組んでいる地方創生において、日本の将来を支える人材が健やかに育まれるよう、単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定の上、教職員定数の改善を着実に実施すること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講じること。

特に、現在の教育現場は、いじめ・不登校、特別な支援が必要な子どもや外国人児童生徒への対応、アクティブ・ラーニング等の新たな教育の推進、教育格差など様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にあることから、こうした課題に対し、きめ細かな対応により組織的に取り組むことができるよう、教職員の加配定数を拡充するとともに、必要な財源を確保すること。

（２）高等学校等就学支援金制度については、低所得者に対する加算支給額、単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限等の問題を解決するため、制度の更なる拡充を図ること。

高等学校等修学支援事業については、事務費も含め安定した財源の確保を図り全額国庫負担により実施すること。特に低所得者層に対する奨学のための給付金制度については、第１子と第２子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

上記の２つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続き簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて適宜見直しを行うこと。

なお、マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの導入に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みとせず、都道府県の実情に応じて各学校においても処理できる仕組みを構築すること。

また、高校生等の就学機会の確保のため、都道府県による授業料減免事業への財政支援の拡充を行うこと。

さらに、義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同様に、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

（３）多子世帯やひとり親世帯等に対する所得制限の緩和など、段階的な幼児教育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充を図るとともに、国の責任において必要な財源を確保すること。

（４）私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化（非構

造部材を含む。）及び老朽化対策を進めるため、補助要件を満たす事業については、事業が実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

特に、公立学校施設について、長寿命化計画に基づく点検・調査や改修に係る地方債制度の拡充など地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、支援水準を公立並とし、平成２８年度までとなっている耐震改築事業費補助制度を延長すること。

また、耐震化以外の環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するとともに､実情に見合う予算単価の引上げなど､十分な財源措置を行うこと。

さらに、地域における文化芸術の拠点となっている文化会館等の文化施設についても、耐震化、バリアフリー化への対応などの長寿命化や機能向上につながる施設の改修など、その整備・充実に必要な財政支援を行うこと。

（５）政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるよう検討すること。

（６）開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会の改革を推進すること｡また、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費及び選手派遣のための経費について応分の負担を行うこと。

（７）大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える産業や人材の育成に多大な貢献を果たしていることを踏まえ、以下の点に配慮した施策を行うこと。

・多様な分野で地域に貢献している大学が､地域の中核的な高等教育機関として、安定的な運営を確保できるよう、公立大学における地方交付税措置の拡充を含めた財政支援の充実を図ること。
・自らの魅力向上や、地域課題の解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転に係る経費の補助及びその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講じること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は地元企業に就職した学生に対して､授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の多い地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組への支援制度を検討すること。
・平成２７年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、「地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保」に限定している基金造成に係る要件等を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするとともに、対象者数を拡充すること。併せて、地方公共団体への財政支援措置を充実すること。また、大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため､国が実施する大学等奨学金事業について､給付型奨学金や無利子奨学金の拡大など、制度の充実・強化を図ること。

・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、地域的にバランスの取れた設立や既存の職業能力開発施設との関係性など、地方との連携に十分留意し、地方の国公立大学が単に新たな高等教育機関に転換されることがないよう、大学の機能充実に十分配慮のうえ、制度化を検討すること。

（８）いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、いじめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引き上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

２　地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、さらには我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置づけ、広域的な産学官連携を推進するためのサポート体制の強化や、地域の産学官連携に不可欠なコーディネータを長期安定的に確保するための制度の創設など、地域における科学技術の振興に向けた支援策を積極的に推進すること。

３　東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントについて

（１）東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ラグビーワールドカップ 2019、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 など、わが国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における気運醸成に取り組むとともに、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災の被災地域はもとより、日本全体にいきわたるよう配慮すること。

（２）日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受け入れ、東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントの競技会場の整備等、創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。

（３）東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として障害者スポーツの裾野拡大を図る観点から、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うとともに、パラリンピック競技や障害者スポーツに関する積極的な広報を推進すること。

（４）２０２０年に向け、日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、様々な文化プログラムの取組への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を支援すること。

（５）海外選手等の国内での長期キャンプを可能にするため、国内在留資格を緩和するなどの対策を実施すること。

【環境関係】

１　地球温暖化対策の推進について

２０３０年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国内における低炭素社会への取組を加速させるため、地球温暖化対策計画に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

また、地球温暖化対策における地方公共団体が果たす役割を踏まえ、森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映した、安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

２　自動車排出ガス対策等について

（１） 自動車からの環境負荷低減に関しては、低公害・低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、規制緩和、インフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。

特に、全国的な普及を図る観点から、充電及び水素供給インフラ整備に対する補助制度を充実させるとともに、利便性の向上を図るため、高速道路におけるインフラ整備等の促進に努めること。

（２）自動車ＮＯx・ＰＭ法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、燃料供給施設側での蒸発ガス回収装置や車搭載型燃料供給時蒸気回収装置（ＯＲＶＲ）の義務付けなども含め、対策の強化を早急に検討すること。

３　大気環境保全対策の推進について

（１）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、平成27年3月に微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方の中間とりまとめがなされ、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされたところである。

全国の広い範囲で濃度上昇と注意喚起実施事例が発生しており、国民の健康への不安の解消を図る必要があることから、以下の対策を早急に講じること。

・多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的かつ広域的な対策を講じること。
・大陸からの越境大気汚染に対しては、発生国において実効性のある対策が講じられるよう技術協力を強化すること。
・常時監視体制の更なる強化のための都道府県の負担について必要な支援を行う

こと。
・注意喚起の正確性を高めるため、測定機の精度向上を促進するとともに、広域的シミュレーションモデルを早急に構築し、より正確な予測を提供すること。
・疫学的知見、特に、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循環器系疾患患者の健康影響に関する知見の収集に努め、きめ細かな対応を定めること。
・健康不安解消のため、国民に対し広く情報が行き渡るよう情報発信を適切に行うこと。

（２）光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響も示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

４　生物多様性保全対策等の推進について

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第１０回締約国会議（ＣＯＰ１０）において採択された「愛知目標」の達成に向け、「生物多様性国家戦略２０１２－２０２０」の見直しを行う際には、施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取り組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を盛り込むこと。

特に、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、希少な野生動植物の保護と外来種による被害防止に関する対策を進めること。

また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

５　鳥獣保護管理対策の推進について

野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大し、高山植物の食害等の自然生態系への影響も懸念される中、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実効性を確保するとともに、鳥獣管理の一層の促進や担い手の育成を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の予算総額を確保し、特別交付税措置を引き続き講じること。

６　総合的な廃棄物･リサイクル対策の推進について

（１）廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県及び市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

（２）ＰＣＢ廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて

実効性のある処理促進策を実施すること。

・高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、国の処理基本計画に定めるＪＥＳＣＯの各事業所の処理期間において、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。
・「ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の一部改正により発生する事務の執行及び高濃度ＰＣＢ廃棄物等の掘り起こし調査に必要な経費について、確実に財政措置を講じること。特に、行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、人件費も含めた財政的支援の仕組を確実に講じること。
・低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理について、筐体も併せて処理が可能な無害化処理認定施設の拡充を図るとともに、期限内の処理を確実に行うため、処理費用等に対する助成制度を創設すること。
・さらに使用中のすべてのＰＣＢ含有製品の使用廃止、処理期限の明確化及び計画的処理について、国において早急に検討を行うこと。
・ＰＣＢ廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

（３）近年の行政機関および事業者等の取組により、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。このため、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

（４）拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

また、Ｇ７富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子廃棄物（E-Waste）の管理など、資源効率性向上・３Ｒ推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

７　海洋ごみ対策の推進について

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、平成２６年度補正予算において海岸漂着物等に加え漂流・海底ごみの回収・処理等への支援制度が創設されたが、一部地方負担が生じていること等から、十分な

予算を確保するとともに恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、海洋ごみの回収・処分等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講じること。

さらに世界的にも問題となっているマイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を講じること。

８　アスベスト対策の推進について

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制対象に石綿含有成形板等を追加するなど、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、今後、アスベストが使用された可能性のある建物の大量解体が見込まれることから、解体予定の建築物等のアスベスト（非飛散性アスベストを含む）の有無についての調査及びその除去等を行うための助成制度を創設するとともに、石綿健康被害救済制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。

【エネルギー関係】

１　資源エネルギー対策の推進について

（１）エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進等に留意しながら、長期エネルギー需給見通しについて、今後の具体的方策を明らかにした上で、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

特に、電力システム改革については、電力の安全で安定的な供給を大前提として、電力ユーザーの利益に最大限配慮しながら着実に実行すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

（２）電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力発電所の廃炉が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃炉にかかる補助制度等の対象事業の拡充や廃炉プロセス完了までの財源の確保､また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

（３）再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、法改正後の「固定価格買取制度」の適切な運用や、情報開示の徹底、規制緩和、地域への事前説明など導入手続きの法整備等の措置を講じるとともに、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進等の措置を講じ、導入拡大を最大限加速させること。

特に、多くの地域で系統接続量が限界に達し、新たな再生可能エネルギー発電所設置の障害となっている現状を重く受け止め速やかな系統連系対策の強化や接続可能量の更なる拡大､発電量の正確な把握のための基盤整備等を推進すること。

なお、固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

（４）再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

（５）水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「エネルギー基本計画」において、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されると位置付けられた水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、改訂版「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に基づく技術開発・実証研究や規制緩和、インフラの整備等を着実に進めること。

また、CO2 フリー水素について広域的につながるような取組を戦略的に行っている自治体と十分連携するとともに、自治体の先駆的な取組を支援するための財源措置を講じること。

（６）海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向けた取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備等への財源措置を講じるとともに、海域の利用調整ルールづくりなど国による沿岸域の総合的管理の仕組みを構築すること。

（７）エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、地域間連系線等の広域的な電力系統の強化、天然ガスの広域的なパイプライン網の整備、天然ガスの国家備蓄対象化、石油製品の国家備蓄分散化、輸入ＬＮＧ気化ガス貯蔵での枯渇ガス田の利用等、エネルギーに係る多様なインフラ整備について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に取り組むこと。

２　電力需給対策等の推進について

（１）電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてＬＮＧの安価な調達、シェールガス輸入の早期実現等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

（２）実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直し等、引き続き実効性のある節電対策を講じること。

（３）省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、省エネ性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネ改修等に対する支援を継続・強化すること。

【災害対策・国民保護関係】

１　大規模・広域・複合災害対策の推進について

現在の災害対策法体系について、大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む。以下同じ。）を想定した国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた見直しを行うこと。

見直しに当たっては、国、都道府県、市町村、民間企業、医療・福祉関係機関、ＮＰＯなど、全ての主体が総力を挙げて対応できる法体系・仕組みとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

（１）緊急時対応における役割分担のあり方

地方や民間等の主体的な活動を原則としつつ、それで対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

（２）包括的な適用除外措置の創設

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。

（３）国の財政支援に係る事務手続きの簡素化等

大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化、資金使途や期間制限等の撤廃及び包括的な財政支援制度の設立など、必要な見直しを行うこと。

（４）緊急時対応体制の構築

国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織の創設等、国として一元的に緊急時対応を行える体制を構築すること。

（５）広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や平成 28 年熊本地震等の教訓も踏まえるとともに、地方の意見を十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理、被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保や法制化等も含めて制度構築すること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

さらに、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり、除雪機の輸送方法の研究と必要な訓練等を検討すること。

（６）災害救助法の見直し

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等も想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な援助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

（７）災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築

災害対策基本法改正により、適切な被災者生活再建支援を行うため、被災者台帳の作成が法的に位置付けられた。平成 28 年熊本地震における罹災証明の発行などの実情を踏まえると、システム化が急務であり、構築と運用について財源を含めた支援制度を創設すること。

（８）巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化

南海トラフ地震及び首都直下地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策を速やかに進めるとともに、国の応急対策活動の具体計画を踏まえた、防災拠点の整備及び機能向上に係る予算措置をするとともに、地方自治体の応急対策に係る財政支援措置を整備充実すること。

また、特に被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の充実や、全国防災事業に代わる新たな制度を創設すること。

（９）複合災害対策の推進

複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、従来の府省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応が可能となるよう、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(10) 災害対策法制等の見直しの更なる推進

上記のほか、中央防災会議「防災対策推進検討会議最終報告」及び全国知事会意見・要望の反映に配慮すること。また、これまで国において進めてきた災害対策法制等の見直しの中で反映できない事項については、引き続き、見直しを検討すること。

２　災害予防対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、事前防災及び減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する必要がある。そのため、東日本大震災の教訓や平成 28 年熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防対策の取組を確実に推進すること。

特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

（１）災害予防対策の推進

地域防災力の向上に対する支援、防災分野の人材育成、建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善、各種共済制度や地震保険制度の充実、ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化など、必要なハード・ソフト対策を推進すること。

特に、被災者が円滑に屋内に避難できるよう、避難所となる施設や社会福祉施設等について、更なる耐震化や吊り天井対策など災害の教訓に基づく対策を速やかに推進すること。

（２）災害に関する調査研究等の推進

地震津波、風水害や土砂災害等の予測精度の向上等を図るとともに、震度７クラスの地震に連続して襲われることも想定した耐震基準のあり方についての調査研究を推進すること。また、南海トラフ地震や首都直下地震等の観測施設の早期整備と予知・観測体制の強化を行い、津波履歴調査並びに日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表すること。なお、調査研究にあたっては、従来の理学的分野に留まらず、人文社会科学的な視点も含め、文理連携型の体制の構築を推進すること。

（３）火山防災対策の充実・強化

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火を踏まえて、火山の観測や情報連絡体制、火山研究に関する人材育成などの一層の充実・強化を図るとともに、火山噴火の予測精度の向上等を図る取り組みを推進すること。また、活動火山対策特別措置法の規定に基づく基本指針が示されたところではあるが、火山噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体を明確にするとともに、作成主体に対して、財政支援及び技術的な支援を講じること。併せて、退避壕・退避舎等の避難施設の整備に関する手引きについても示されたが、民間を含む設置主体及び費用負担等、整備のあり方について引き続き検討するとともに、登山者等へ効果的な情報伝達についても速やかに検討すること。

（４）特別警報等の発表方法等の見直し

的確な避難誘導等の判断材料になり得る、また住民の身を守る行動を促す特別警報・土砂災害警戒情報等となるよう、予測精度の向上やきめ細かな予測情報の提供に取り組むとともに、災害対応地域が明確となるよう発表範囲を細分化するなど、局地的な災害に対応できる見直しを含む検討を行うこと。

（５）公共インフラの代替・補完体制の構築、適切な維持・更新

大規模・広域・複合災害に備え、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消など、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築のため、公共インフラの整備を早急に進めるこ

と。
　併せて、社会資本ストック推計による純資本ストックが減少し続け、過小投資状態にあることを踏まえ、公共インフラの維持・更新について、必要な予算の確保等を含めた対策を講じること。

（６）孤立集落対策
　土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のための臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄など、孤立集落対策を行うこと。

（７）財源の確保
　国土強靱化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、当初予算において十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、補正予算においても積極的に措置すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう全国防災事業に代わる新たな制度の創設並びに平成 28 年度までとされている緊急防災･減災事業債の恒久化、対象事業の拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。
　加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

３　総合的な復旧復興支援制度の確立について

　被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、東日本大震災の教訓や平成 28 年熊本地震に関する対応状況等を踏まえ､復旧復興のあり方の理念を含む復旧復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

（１）各種制約の緩和・撤廃等
　復旧復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃や災害査定等の一連の事務手続きの更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、既存制度にとらわれない規定を創設すること。

（２）被災者生活再建支援制度のあり方等
　相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。
　制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。
　また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われ

るよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

（３）大規模災害を想定した事前復興制度の創設

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

４　原子力災害対策の推進について

平成 28 年３月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い自治体の意見を十分に反映させること。

（１）原子力安全対策の充実

ア　東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということを前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。

イ　東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、ＩＡＥＡ等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

（２）原子力防災対策の推進

ア　原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、ＵＰＺ外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにするとともに、実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及び原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定すること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ　原子力災害対策指針においては、ＵＰＺ圏内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、長期化した場合を含め、対応方針をあらかじめ示

すこと。
　また、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行い、必要な措置を講ずること。

ウ　避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴き、具体的活用手法を早急に示すこと。

エ　高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会において、早急に必要な対策を示すこと。

オ　防災対策に係る資機材の配備､緊急時モニタリング体制､原子力災害医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。

カ　都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに､事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。
　併せて、都道府県域を超えるような広域的なＵＰＺ圏内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

キ　重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援内容、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会において、早急に示すこと。

ク　地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

５　国民保護の推進について

　武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。
　また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに､国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【地域情報化関係】

１　マイナンバー制度について

（１）マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及、定着が進まないおそれがあることから、国民が適切にマイナンバーを取り扱えるよう、制度の概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。
　その際には、若者から高齢者までの各階層、外国人及び情報弱者に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報に努めること。

（２）マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を確立すること。
　特に特定個人情報保護方策について、社会情勢、国民の意識、技術動向等諸環境の変化を踏まえ、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不断の検証を重ねた上で、随時追加・見直しを行うこと。

（３）マイナンバー制度に係るセキュリティ対策については、技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じること。
　また、地方公共団体が実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を確実に講じるほか、民間事業者においても、十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。

（４）マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や悪質商法、マイナンバーに絡めた詐欺、マイナンバーや個人情報を騙し取る等の事案が発生していることから、引き続き総務省、内閣官房、消費者庁及び警察庁等が連携して様々な注意喚起及び情報提供を行うとともに、監視体制を確保し、詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。

（５）マイナンバー制度を円滑に運用するためには、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解や体制の整備が必要であることから、整備状況を勘案し、所管省庁が参加した説明会や研修会を開催し、随時マニュアルの追加・見直しを行うこと。
　特に中小企業・小規模事業者においても、マイナンバー制度への対応が確実に行えるよう国の責任において必要な支援を行うこと。
　なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会に対して、講師を無償で派遣すること。

（６）マイナンバー制度に関して、地方側で対応が必要となる作業等の情報については、内閣官房や総務省等において集約し、地方の準備期間が十分確保できるよう迅速に情報提供を行うこと。
　また、地方との協議が必要な場合及び地方から協議の求めがある場合には、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方の意見を十分に聴いた上で、反映させること。

（７）マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

（８）「マイナンバーカード」の普及、浸透を図るため、セキュリティや費用対効果等を十分に検証した上で、健康保険証等の機能追加や「マイナポータル」の機能充実に加え、「マイキープラットフォーム」の構築に向け、公的個人認証サービスの民間開放を積極的に進めるなど、手軽で利便性の高いものにすること。その際には、利用時に混乱が生じないよう一元的な窓口によるサポート体制を充実させること。
　また、「マイナンバーカード」の発行手数料については引続き国が負担すること。

（９）法施行後３年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。
　また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

２　自治体クラウドの推進について

（１）自治体クラウドの導入を推進するに当たっては、クラウドに対するセキュリティや、システムの共同利用等に対する不安を払拭するため、導入によるメリットや、導入の手順について国民及び地方公共団体に分かりやすく示すこと。
　また、各地方公共団体における業務の標準化や、導入の障害となるベンダーロックインの排除に向けた必要な支援を引き続き実施すること。

（２）自治体クラウドの導入に必要となる基盤構築に要する費用や、システムの中途解約に伴う違約金等のイニシャルコストについては、自治体クラウドの導入を推進するためにも、国において適切な財政措置を講じること。
　また、市区町村のクラウド導入を支援する都道府県に対しても適切な財政措置を講じること。

（３）自治体クラウドの導入には、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。

３　情報セキュリティ対策の推進について

（１）自治体の情報セキュリティ対策を強化し、実効性のあるものとして機能するよう、「自治体情報システム強靱性向上」の取組みや、「自治体情報セキュリティクラウド」の構築及び運用等に要する経費について、必要な財源措置を確実に講じるとともに、「自治体情報セキュリティクラウド」に係る国、都道府県、市区町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

（２）地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

（３）「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成 27 年 3 月版）」や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に準拠した情報セキュリティポリシーを実施するにあたっては、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。

（４）日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、具体的な対応方法などについて、引き続ききめ細やかな周知・情報提供の充実に努めるとともに、地方公共団体が行うサイバー攻撃にかかる技術的・物理的・人的対策並びに訓練・実証事業に要する経費に対し、財政上の支援措置を講じること。

４　地域情報化の推進について

（１）地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないよう、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、必要な支援策を講じるとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理及び再整備に対する支援策を講じること。

（２）携帯電話不感地帯解消に向け、市町村等の整備要望に対応できるよう「携帯電話等エリア整備事業」の予算を十分に確保するとともに、通信事業者の設備投資を促進するため、施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。

（３）情報通信審議会の答申を踏まえ、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

（４）安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、災害時に情報収集手段を確保するための支援策を講じること。

（５）自治体のＩＣＴ部門におけるＢＣＰ（事業継続計画）対策を進めていくために、必要な支援策を講じること。

５　地上デジタル放送に係る必要な措置について

（１）東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。

　特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

（２）地上デジタル放送難視対策により恒久的対策を実施した施設等の維持管理費等に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について、電波利用料財源の活用などにより軽減を図ること。

６　インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について

　スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイトを介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を青少年のインターネット接続に際し用いられる携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー等にも拡大するとともに、フィルタリング設定など保護者による適切な管理の義務付けや業者への働きかけを行うなど、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための措置を講じること。

【地方公会計・地域国際化・基地・領土・拉致等関係】

１　統一的な基準による地方公会計の整備及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成２７年１月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を原則として平成２７年度から平成２９年度までの３年間で全ての地方公共団体で作成し、活用を図るよう、要請があったところである。その導入に当たっては、地方公共団体の負担軽減を図るため、技術的な支援及び財政支援の拡充等必要な措置を確実に講じるとともに、地方公共団体の大幅なシステム改修が必要となる場合もあることから、地方公共団体の実態を踏まえた十分な準備期間を確保すること。併せて、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

また、公営企業会計についても、平成２７年１月総務大臣名の「公営企業会計の適用の推進について」の通知により、下水道事業等において平成２７年度から平成３１年度の５年間で、地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行するよう、要請があったところである。その移行に当たっては、地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を確実に講じるとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

２　地域国際化の推進について

（１）国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、帰国・外国人、外国にルーツを持つ児童生徒の教育、日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。

とりわけ、医療や災害対応については、生命や健康にかかわる問題であることから、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度を導入するとともに、多言語・やさしい日本語による災害関連情報の提供支援を行うこと。

（２）地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進拡充すること。

（３）在外被爆者に対する援護に関し、保健医療助成事業による助成について、居住する国や地域における医療保険制度の実情等を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと。

（４）地方警察官の増員を図るなど、来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

（５）国際定期便・チャーター便の就航、国際ビジネス機の飛来及び外航クルーズ船の寄港など地域国際化の基盤整備の一環として、空港・港湾のＣＩＱ（税関・出入国管理・検疫等）体制の更なる整備・充実を図るとともに、国と地方の役割分担を前提として、大型クルーズ船寄港時など一定の場合には、所定の研修を受けた地方公共団体の職員等がＣＩＱ業務を補助できる制度を創設すること。

３　基地対策の推進について

（１）米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

（２）日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

特に、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境法令等国内法が遵守されるよう見直すこと。

また、平成２７年９月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

（３）ＭＶ－２２オスプレイをはじめとする米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査と事前情報提供を行った上で、関係地方公共団体や地域住民の不安が払拭されないまま実施されないよう措置すること。

また、米軍基地に配備されているヘリコプター等の航空機から発生する高い音圧レベルの低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

（４）民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

（５）米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう米側に申し入れること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。

（６）重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

４　北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

５　拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、平成２６年５月の日朝合意に基づく北朝鮮による包括的かつ全面的な調査が約束されたものの、北朝鮮側から何ら報告のないまま、本年２月に調査の全面的な中止と特別調査委員会の解体が発表された。

政府においては、引き続き、関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明者の早期帰国等の実現を図ること。

交渉に当たっては、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下に、北朝鮮の不誠実な対応が続く場合は、制裁強化等断固たる対応も視野に入れ、毅然とした姿勢で交渉すること。

また、行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。

さらに、北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者等の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

６　座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

また、日本近海を航行する船舶について、ＰＩ保険に加入するよう近隣諸国に要請するとともに、ＰＩ保険が機能しなかった場合も想定した対応策を講じること。

なお、制度確立までの間に地方公共団体が座礁船等の撤去等を行う場合には、撤去等に多額の費用を要するため、ＰＩ保険会社等により補填されない差額部分について、国による費用負担の支援充実を図ること。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が引き続き行われている。

全国知事会では、これまで、平成２５年１月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成２５年７月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は熊本地震や東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに今、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されていることは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

ついては、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

１　基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

（１）国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。

① 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと

② 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと

③ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと

④ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること

（２）道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。

① 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること

② 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと

（３）道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるも

のでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
① 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
② 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

２ 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

（１）道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
① 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
② 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
③ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係

（２）道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
① 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
② （仮に現行の市町村のままであるなら、）基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
③ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
④ 道州制における住民自治の強化方策

（３）道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
① 現在、国・地方の歳出約１８２兆円に対し、税収は約９６兆円（国約５７兆円、地方約３９兆円）という状況の中で、道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策
② 現在、国は約８６６兆円、地方は約１９６兆円の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

３　道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの改革を進めるべきである。

① 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること

② 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合、九州広域行政機構（仮称）等の取組等について検証を行うとともに、希望する地域に国出先機関を移管すること

③ 提案募集方式による地方からの提案について、積極的に検討を行い、できる限り実現を図ること

全国一律の移譲を早期に実施しがたい事務・権限については、手挙げ方式や特区制度を活用し、更に地方分権改革を推進すること

ハローワークに関する新たな雇用対策の仕組みについては、引き続き地方と協議を重ね、実効ある制度とすること

④ 国と地方の役割分担に応じて、税源移譲を含め、国と地方の税財源配分を見直すとともに、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築すること

また、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な地方交付税制度として確立するとともに、地方一般財源を充実すること